

## 令和元年定例会 提出議案件名一覧表

- 議案第43号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）  
議案第44号 令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）  
議案第45号 令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第47号 令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第48号 令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第50号 令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第51号 令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第52号 令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）  
議案第53号 令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第54号 令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第55号 令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第56号 令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第57号 令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）  
議案第58号 令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第59号 三重県公文書等管理条例案  
議案第60号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案  
議案第61号 三重県流域下水道条例案  
議案第62号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第63号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第64号 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第65号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案  
議案第66号 三重県県税条例の一部を改正する条例案  
議案第67号 三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例案  
議案第68号 三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案  
議案第69号 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案  
議案第70号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案

- 議案第71号 当せん金付証票の発売について
- 議案第72号 工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）
- 議案第73号 工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事）
- 議案第74号 工事請負契約の変更について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）
- 議案第75号 財産の取得について
- 議案第76号 財産の処分について
- 議案第77号 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第78号 文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について
- 議案第79号 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について
- 議案第80号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第81号 令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第87号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第88号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第89号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第90号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第7号）
- 議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

## 令和元年定例会 11月定例月会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	5	4		1				
継続分								
計	5	4		1				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携	請7	新過疎対策法の制定を求める ことについて	津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館内 三重県ふるさと振興協議会 会長 小山 巧	川口 圓 中瀬 信之 小林 貴虎 山本佐知子 中瀬古初美 田中 智也 小島 智子 倉本 崇弘 山内 道明 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生	採択	

資料2

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産	請8	私学助成について	津市上浜町一丁目 293 番地 の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか 20 名	川口 圓 中瀬 信之 小林 貴虎 山本佐知子 中瀬古初美 田中 智也 小島 智子 倉本 崇弘 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 藤田 宜三 石田 成生	採択	○
環境生活農林水産	請9	各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求ることについて	四日市市阿倉川町 8-30 学校法人三重朝鮮学園四日市朝鮮初・中級学校 校長 鄭 俊宣  四日市市阿倉川町 8-30 学校法人三重朝鮮学園四日市朝鮮初・中級学校幼稚部保護者会 代表 金 成華	中瀬 信之 中瀬古初美 田中 智也 小島 智子 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三	不採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報 告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 10	介護ロボット等導入支援を求 めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古	川口 圓 中瀬 信之 小林 貴虎 山本佐知子 田中 智也 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生	採択	○
医療保 健子ど も福祉 病院	請 11	災害時における非常用電源装 置及び発電機の確保に向けた 支援を求めるについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古	川口 圓 中瀬 信之 小林 貴虎 山本佐知子 田中 智也 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生	採択	



令和元年定例会 11月定例月会議 意見書案一覧表

令和元年12月

[意見書案]

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第9号 私学助成の充実を求める意見書案

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第10号 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に関する補助制度の拡充を求める意見書案

○総務地域連携常任委員会提出

意見書案第11号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

○議員発議

意見書案第12号 「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求める意見書案



意見書案第9号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月10日

提出者

環境生活農林水産常任委員長 谷川 孝栄



## 私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るために、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を拡充するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議會議長 中嶋年規

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第10号

高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に関する補助制度の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月10日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 中瀬吉 初美



## 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備 に関する補助制度の拡充を求める意見書案

近年、日本各地で地震や台風等による大規模災害が相次いでいるなか、昨年9月の北海道胆振東部地震や本年9月の台風15号により、同時に広範囲にわたる停電が発生した。

台風15号による停電では、冷房設備等が使用できなかった千葉県内の高齢者施設において、施設利用者が熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故も発生している。

介護施設をはじめとした高齢者施設等の多くは、災害時の福祉避難所としての機能も併せ持っているものの、停電時の非常用自家発電設備の整備は遅れており、未整備の施設では、停電によって、冷暖房設備や痰吸引等の医療機器、ナースコール等、多くの機器等の使用が制限されるため、施設利用者の生命と安全が脅かされることになる。

国においては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業に係る費用の一部を補助しているものの、当該設備の整備に伴う高齢者施設等の負担は未だに大きい。

よって、本県議会は、国において、高齢者施設等の防災・減災対策として、非常用自家発電設備の整備促進を図るため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業に係る交付基準単価を引き上げるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

厚生労働大臣

意見書案第11号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月11日

提出者

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎



## 新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる過疎対策法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊及び河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与することから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、本県議会は、国において、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1 新たな過疎対策法の制定

全国的な少子高齢化や人口減少は、特に現行の過疎指定地域において顕

著であり、同地域が、住民の生活拠点として維持できるよう令和3年4月以降も過疎対策事業債の発行を含めた現行の過疎対策法の仕組みを堅持し、総合的な過疎対策を充実・強化するための新たな法律を制定すること。

## 2 過疎対策事業債の対象事業の拡充

- (1) 少子高齢化や人口減少が著しい過疎地域にとっては、住民一人当たりの行政コストをより抑制する必要があり、公共施設の統合や施設の維持修繕に係る経費が大きな負担となることから、庁舎整備並びに公共施設の除却及び維持修繕を対象事業とすること。
- (2) 過疎地域の地理的な条件不利を考慮し、上水道事業のうち、旧簡易水道事業に係る部分を対象事業とすること。
- (3) 財政力の弱い過疎地域において、住民の安心・安全な暮らしの実現を図るため、防災対策事業を対象事業とすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

總務大臣

財務大臣

農林水產大臣

國土交通大臣



意見書案第12号

「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月13日

提出者

川口円

中瀬信之

小林貴虎

山本佐知子

中瀬古初美

田中智也

小島智子

倉本崇弘

野村保夫

山内道明

山本里香

稻森稔尚

藤田宜三

石田成生



## 「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等 更なる対策の強化を求める意見書案

本年8月、茨城県内の常磐自動車道において、悪質・危険な運転行為を行ういわゆる「あおり運転」により車を停車させられた上、運転手が「あおり運転」を行った者に暴行を受けるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡する事故が起きている。こうした事件や事故が相次ぐ中、「あおり運転」に対して厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日の通達において、「あおり運転」に対して、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこととしているが、「あおり運転」そのものを処罰する規定がないこともあり、その防止策の決め手とはなっていない。

今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正や、「あおり運転」の根絶を図るために教育・広報啓発活動のより一層の充実が求められる。

よって、本県議会は、国に対し、社会問題化している「あおり運転」を根絶し、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組まれることを強く要望する。

### 記

- 1 道路交通法等に「あおり運転」の定義を新たに設けるとともに、その厳罰化を図る法改正を、早急に進めること。
- 2 運転免許の更新時講習等や関係機関のホームページやSNS、広報誌等を効果的に活用し、「あおり運転」の根絶を図るために教育・広報啓発活動をより一層充実させること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

## 議会運営委員会閉会中 繼続調査 申出事件一覧表

1 議会の運営に関する事項について

1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について

1 議長の諮問に関する事項について

# 常任委員会閉会中 繼続調査 申出事件一覧表

## 総務地域連携常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

## 戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

## 環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

## 医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

## 防災国土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

## 教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

## 予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

## 12月20日の議事予定

### 広聴広報会議

#### 開 議

- 諸報告
- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
  - ・意見書案の提出について

日程第1 議案第43号から議案第90号まで並びに  
議提議案第1号  
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件  
〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第9号から意見書案第12号まで  
〔討論、採決〕

日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

#### 閉 会

議長あいさつ  
知事あいさつ

全員協議会

委員長会議

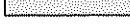


## 令和2年(2020年) 年間議事予定(案)

令和元年12月19日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1	水 (元日)	土		日	水	金	月 特別委(活動計画)	水	土	火 県外調査	木	日	火	1	
2	木	日	月	一般質問	木	土	火	木	日	水 県外調査	金	月 (委員会予備日)	水 一般質問	2	
3	金	月	代表者会議	火	追加議案上程	金	日 (憲法記念日)	水 議案上程	金	月	木 県外調査	土	火 (文化の日)	木	3
4	土	火	水		土	月 (みどりの日)	木	土	火	金 代表者会議	日	水	金 一般質問	4	
5	日	水	木	一般質問・質疑	日	火 (こどもの日)	金	日	水	県内調査	土	月 予決(企業会計)(予決総括質疑)	木	土	5
6	月	木	金	予決(予算総括質疑)	月	水 (振替休日)	土	月	木	県内調査	日	火 全協(経當方針・予算方針)	金 代表者会議	日	6
7	火	金	土		火	木	日	火	県内調査(教育)	金 県内調査	月	水 常任委員会	土	月 予決(当初予算要求状況)	7
8	水	土	日		水	金 代表者会議・議連	月 議案質疑	水 県内調査(教育)	土	火	木 常任委員会	日	火 予決(当初総括的質疑)(予決総括質疑)	8	
9	木	日	月	職業・環境・医子 常任委・分科会	木	土	火	木	日	水	金 常任委員会	月	水 常任委・分科会	9	
10	金	月	議連	火	越後・潟東・医子 常任委・分科会	金	日	水 一般質問	金	月 (山の日)	木 議連	土	火	木 常任委・分科会	10
11	土	火 (建国記念の日)	水		土	月	木	土	火	金	日	水	金 常任委・分科会	11	
12	日	水	全協(当初予算)	木	越後・潟東・医子 常任委・分科会	日	火 代表者会議(役選)	金 一般質問	日	水	土	月 常任委員会	木	土	12
13	月 (成人の日)	木	金	(常任委員会予備日)	月	水 代表者会議(役選)	土	月 予決(成果レポート)	木	日	火 (常任委員会予備日)	金 予決(採決) 議連	日	13	
14	火	金	土		火	木 代表者会議(役選)	日	火	金	月	水 (委員会等予備日)	土	月 常任委・分科会	14	
15	水	開会	土		日	水	金 役員改選	月	水	土	火	木 代表質問 予決(採決)	日	火 (常任委員会予備日)	15
16	木	日	月 (委員会等予備日)	木	土	火 一般質問	木	日	水	金 代表者会議・議連	月	水 (委員会等予備日)	16		
17	金	月 議案上程・跡取会	火	予決(採決)	金	日	水 (予決総括質疑)	金	月 みえ高校生県議会	木 議案上程	土	火	木 予決(採決)	17	
18	土	火 議案聴取会	水	代表者会議・議連	土	月	木 常任委・分科会	土	火	金	日	水	金 代表者会議・議連	18	
19	日	水	木 採決	日	火	金 常任委・分科会	日	水	土	月 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	木	土	19		
20	月	木	金 (春分の日)	月	水 代表者会議	土	月 県内調査	木	日	火	金 採決・上程	日	20		
21	火	金	土		火	木	日	火 県内調査	金	月 (敬老の日)	水	土	月 閉会(採決)	21	
22	水	土	日		水	金 常任委(所管説明)	月 常任委・分科会	水 県内調査	土	火 (秋分の日)	木 全協(定期監査結果) 予決(当初予算考え方)	日	火	22	
23	木	日 (天皇誕生日)	月		木	土	火 常任委・分科会	木 (海の日)	日	水	金 予決(当初予算考え方)	月 (勤労感謝の日)	水	23	
24	金	月 (振替休日)	火		金	日	水 (常任委員会予備日)	金 (スポーツの日)	月	木 議案質疑	土	火	木	24	
25	土	火 代表質問 議案質疑	水		土	月 常任委(所管説明)	木 (委員会等予備日)	土	火	金	日	水	金	25	
26	日	水	木		日	火 常任委(所管説明)	金 予決(採決)	日	水	県外調査	土	月	木 議案質疑	土	26
27	月	木 一般質問	金		月	水 議連	土	月	木 県外調査	日	火	金	日	27	
28	火	金	土		火	木	日	火	金 県外調査	月 一般質問	水	予決(決算総括質疑)	土	月	28
29	水	土	日		水 (昭和の日)	金	月 代表者会議・議連	水	土	火	木 分科会(決算)	日	火	29	
30	木				木	土	火 採決	木	日	水 一般質問	金 分科会(決算)	月 一般質問	水	30	
31	金				火 議案上程・採決	日		金	月		土		木	31	

本会議開催日



会期日数(R2年(2020年)) 342日

議決休会日



休日休会日



資料 6



## 資料 7

## 令和2年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
1月	15日	水	本会議 開会	議会運営委員会
	16日	木	休 会	
	17日	金	休 会	
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	休 会	
	21日	火	休 会	
	22日	水	休 会	
	23日	木	休 会	
	24日	金	休 会	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	休 会	
	28日	火	休 会	
	29日	水	休 会	
	30日	木	休 会	
	31日	金	休 会	
2月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月	休 会	代表者会議
	4日	火	休 会	
	5日	水	休 会	
	6日	木	休 会	
	7日	金	休 会	
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	休 会	議会運営委員会
	11日	火	(建国記念の日)	
	12日	水	休 会	全員協議会
	13日	木	休 会	
	14日	金	休 会	
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	本会議 議案上程 提案説明(2月定例月会議)	議案聴取会 議案聴取会 議会運営委員会
	18日	火	休 会	
	19日	水	休 会	
	20日	木	休 会	
	21日	金	休 会	
	22日	土		
	23日	日	(天皇誕生日)	
	24日	月	(振替休日)	
	25日	火	本会議 代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	26日	水	休 会	
	27日	木	本会議 一般質問	
	28日	金	休 会	
	29日	土		
3月	1日	日		
	2日	月	本会議 一般質問	
	3日	火	本会議 追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	4日	水	休 会	
	5日	木	本会議 一般質問 議案質疑	
	6日	金	委員会 予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	7日	土		
	8日	日		

月	日	曜	日 程	備 考
9日	月	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
10日	火	委員会	付託議案審査[総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
11日	水	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
12日	木	委員会	付託議案審査[総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
13日	金	休 会	(常任委員会予備日)	
14日	土			
15日	日			
16日	月	休 会	(委員会等予備日)	
17日	火	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
18日	水	休 会		代表者会議 議会運営委員会
19日	木	本会議	採決(2月定例月会議)	
20日	金		(春分の日)	
21日	土			
22日	日			
23日	月	休 会		
24日	火	休 会		
25日	水	休 会		
26日	木	休 会		
27日	金	休 会		
28日	土			
29日	日			
30日	月	休 会		
31日	火	本会議	議案上程 採決(3月会議)	

※ 請願陳情の受理

・ 2月17日(月) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・ 12月21日～ 2月16日

令和元年12月19日

執行部説明資料

## 専決処分に係る報告様式の変更について（地方自治法第180条関係）

地方自治法第180条の規定により、「知事が専決処分にすることができるもの」に指定された議会の委任による専決処分に係る報告について、現在は案件1件ごとに知事印を押印のうえ報告を行っています。

業務の効率化、ペーパーレス化の観点から、次の通り一覧形式とします。

変更様式：委任による専決処分の種類（下記（1）～（6））ごとに一覧表形式にして報告

専決処分の報告について					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和〇年〇月〇日 三重県知事 鈴木英 敬印					
自動車事故による損害賠償について					
番号	区分	損害賠償の義務の発生原因となる事実	損害賠償の相手方	損害賠償額	専決年月日
1	〇〇部	令和〇年〇月〇日〇〇〇地内の〇〇〇において発生した〇〇部（〇〇課）に係る自動車による公務上の事故	〇〇市〇〇町123番地4 ○〇〇〇	円 123,456	令和〇年〇月〇日
2	△△部	令和〇年〇月〇日〇〇〇地内の〇〇〇において発生した△△部（△△課）に係る自動車による公務上の事故	〇〇市〇〇町123番地4 ○〇〇〇	円 123,456	令和〇年〇月〇日
3	□□部	令和〇年〇月〇日〇〇〇地内の〇〇〇において発生した□□部（□□課）に係る自動車による公務上の事故	〇〇市〇〇町123番地4 ○〇〇〇	円 123,456	令和〇年〇月〇日

【報告第 号 専決処分の報告について】

現行様式：案件1件ごとに作成

専決処分の報告について					
報告第 号	専決処分の報告について	報告第 号	専決処分の報告について	報告第 号	専決処分の報告について
地方自 治 合 規 則 区 〇〇	地方自治 合規 則 〇〇	地方自治 合規 則 〇〇	地方自治 合規 則 〇〇	地方自治 合規 則 〇〇	地方自治 合規 則 〇〇
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和〇年〇月〇日 三重県知事 鈴木英 敬印					
損害賠償の額の決定及び和解について					
区分	損害賠償の義務の発生原因となる事実	損害賠償の相手方	損害賠償額	専決年月日	
〇〇部	令和〇年〇月〇日〇〇〇地内の〇〇〇において発生した〇〇部（〇〇課）に係る自動車による公務上の事故	〇〇市〇〇町123番地4 ○〇〇〇	円 123,456	令和〇年〇月〇日	

【報告第 号 専決処分の報告について】

【参考】知事が専決処分にことができるもの

- (1) 行政機関の位置または管轄区域を定める条例の改正
- (2) 自動車事故による損害賠償
- (3) 県営住宅に係る訴えの提起、調停及び和解
- (4) 県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償
- (5) 支払督促に係る訴えの提起及び和解
- (6) 大規模な災害等緊急事態発生時における災害復旧事業等の工事の変更契約

